

福岡工業大学 学術機関リポジトリ

Artificial Intelligence and Human Rights: Legal Significance of Artificial Intelligence Principles

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-12-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 長岡, さくら メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/11478/00001707

人工知能 (A I) と人権

— A I 原則の法的意義 —

長岡 さくら^{*} (日本経済大学経済学部経営法学科)

Artificial Intelligence and Human Rights: Legal Significance of Artificial Intelligence Principles

NAGAOKA Sakura (Department of Management Law, Faculty of Economics, Japan University of Economics)

Abstract

In recent years, the documents regarding “Artificial Intelligence (AI) Principles” and “AI Utilization Guidelines” were actively elaborated by various governments, international organisations and academic societies. In these documents, the inter-relationship among AI, human rights and ethics were repeatedly in focus. In this article, we will see the context of using the expression of “human rights” in these documents issued by the Japanese government, and, consider it from the legal significance of AI Principles.

Keywords: Artificial Intelligence, Artificial Intelligence (AI) Principles, Human Rights, Ethics, Rule of Law

1. はじめに

近年、我が国においても「人工知能 (A I⁽¹⁾)」という言葉が様々な場面で登場し、その可能性や利活用について騒がれ⁽²⁾、この言葉を度々見聞きするようになってきている。例えば、昨 (2020) 年 6 月に藤井聡太七段 (当時) が棋聖を獲得したが、その対局において、ある局面において到達した最善手が「A I」が 6 億手を読んでようやく最善手と判断する手を、藤井七段は 23 分で指したと報道されている⁽³⁾。

しかし、そもそも、ロボット⁽⁴⁾や「A I」という用語の用いられ方は論者によって様々であり、言葉の定義自体、まだ定まっていないと言えよう。例えば、一般社団法人人工知能学会では、ジョン・マッカーシー教授が作成したウェブサイト“*What is Artificial Intelligence?*”⁽⁵⁾を翻訳し、「A I」とは何かという問いに答えようとしている。マッカーシー教授は「A I」について「知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」である旨述べているが⁽⁶⁾、何を以て「知的」であるのかについては回答していない。また、総務省は、『平成 28 年版 情報通信白書』において、日米の就労者が抱く「A I」のイメージや国内の主な研究者による「A I」の定義について比較・まとめを行っている。そして、「A I」に対するイメージが日米で必ずしも一致するものではないことを確認している。その上で、「A I」について特定の定義を置かず、上述の人工知能学会によるマッカーシー教授の言葉を引用した一般的な説明にとどめている⁽⁷⁾。

このような状況の下、「A I」と法学のかかわりについても論じられることが多くなっている⁽⁸⁾。雑誌記事や論文も増え、さらに国内においても、『ロボット法——A I とヒトの共生にむけて⁽⁹⁾』、『A I がつなげる社会——A I ネットワーク時代の法・政策⁽¹⁰⁾』、『ロボットと生きる社会——法とA I とどう付き合う? ⁽¹¹⁾』、『A I の法律と論点⁽¹²⁾』、『ロボット・A I と法⁽¹³⁾』、『A I と社会と法——パラダイムシフトは起きるか? ⁽¹⁴⁾』、『A I で変わる法と社会——近未来を深く考えるために⁽¹⁵⁾』といったタイトルの本を目にするようになった。そこで論じられる代表的な内容として、自動車への自動運転機能あるいは「A I」機能の搭載をめぐる法的課題については、とりわけ、政府、自動車メーカーや保険会社といった民間企業、法学者など、それぞれの立場から見た当該法的課題に対する議論がある。その他にも、知的財産権、責任、契約の効力、刑事法、個人情報・プライバシー、競争法、労働法、倫理など様々な具体的分野と「A I」との関わりについて検討が行われている。

しかしながら、これらのほとんどは、まだ存在しないレベルの「A I」が存在することを前提として、「A I」が出現した際に、既存の法 (学) がどのような影響を受けるか、「A I」に対しどのようにして既存の法を適用するのか、或いは、現状では適用できないのかといった点を議論しているように見受けられる⁽¹⁶⁾。これらの傾向に加え、最近では、様々な国内外の政府機関、国際機関、学術団体等におけるガイドラインや提言の中で、「A I」の倫理や「A I」と人権の関係について言及されるようになってきている。

^{*} 2020 年度第 15 回環境科学研究所環境研究発表会における報告当時 (2021 年 2 月)。現在：叡啓大学ソーシャルシステムデザイン学部ソーシャルシステムデザイン学科、福岡工業大学総合研究機構環境科学研究所

これらの議論や文書において示されている「人権」の語・議論は、主として二つに分類することができよう。

その一つは、「A I」に人権を始めとする様々な法的な権利義務が与えられるか否かという議論である。この議論は、先に言及したように、まだ存在しないレベルの「A I」が存在することを前提として、「A I」が出現した際に、現在、自然人及び法人格を有するものに与えられる権利義務がこれらの「A I」にも与えられるか否かという議論である。この議論は、「A I」に対する法人格の付与の問題として、様々な雑誌記事や論文で言及されることも多くなっている⁽¹⁷⁾。また、この議論は、動物の権利 (animal rights) や動物福祉 (animal welfare) の問題との比較や関連性の中で取り上げられることもある⁽¹⁸⁾。

もう一つは、人類が「A I」を開発・利用する際に、自然人が持っている人権に対してどのような配慮をすべきかという観点からの議論である。このような観点からの議論は、最近、殊に増加しているように見受けられる。このような現象を指すものとして、昨 (2020) 年、「2020 年は、『A I 原則ブーム』が到来する⁽¹⁹⁾」という指摘も行われている。

しかし、これらの文書では、人権に配慮すべき、或いは、人権を尊重すべきとは指摘されていても、具体的にどのような点を配慮・尊重すべきなのが明確になっていないように思われる。また、そもそも、これらの文書が法的拘束力を持つか否かという問題も存在する。

以下では、日本政府、日本政府が関与する政府間会合、及び、日本において設立された学術団体が発出した、代表的な「A I 原則」文書において、「A I」と人権の関係についてどのように言及されているか、又、各文書が法的拘束力を持つものであるかについて、国際法及び国内法の観点から整理を試みる。

2. 日本政府文書における取扱い⁽²⁰⁾

日本政府による「A I 原則」の検討・作成は、総務省や内閣府において行われている⁽²¹⁾。

まず、2016 年 2 月、総務省情報通信政策研究所に設置された ICT インテリジェント化影響評価検討会議にて、「ICT インテリジェント化に関し、最新の動向と展望を踏まえ、目指すべき社会像及びその基本理念を検討するとともに、インパクトスタディ及びリスクスタディを行い、当面の課題を整理する⁽²²⁾」ことが開始された。これは、その前 (2015) 年に総務省情報通信政策研究所で開催された「インテリジェント化が加速する ICT の未来像に関する研究会」の「報告書 2015」(2015 年 6 月 30 日公表) において、技術革新等を総体として「ICT インテリジェント化」として捉え、ICT インテリジェント化が社会・経済にもたらす影響及びリスクの評価 (インパクトスタディ及びリスクスタディ) をするよう提言されたことに基づくものであった⁽²³⁾。

同会議は、その第 1 回会議にて会議体名称を「A I ネットワーク化検討会議」と改称した⁽²⁴⁾。同 (2016) 年 6 月 20 日、

同会議は「A I ネットワーク化の影響とリスクー智連社会 (WINS (ウインズ)) の実現に向けた課題ー」と題する『報告書 2016』を公表した⁽²⁵⁾。同報告書では、今後の課題として、開発原則そのものの策定に向けた取組と並行して、その説明 (開発原則の内容を敷衍し、又は具体化するもの) の作成に向けた取組も進めていくことが求められることが指摘された⁽²⁶⁾。又、今後、開発原則を策定する際に盛り込むべき事項として、プライバシー保護の原則⁽²⁷⁾や倫理の原則⁽²⁸⁾が挙げられた。

その後、同 (2016) 年 10 月、総務省情報通信政策研究所に設置された A I ネットワーク社会推進会議にて、A I 開発原則及び開発原則にその内容の説明を加えた指針の策定に向けた検討が開始された⁽²⁹⁾。翌 (2017) 年 7 月 28 日、同会議は『報告書 2017ーA I ネットワーク化に関する国際的な議論の推進に向けてー』を公表した⁽³⁰⁾。同報告書では、国際的な議論のための A I 開発ガイドライン案を作成したことが明示されるとともに、その内容も公表された⁽³¹⁾。とりわけ、人権や倫理との関連では、前年の報告書で指摘されていた事項が盛り込まれた。即ち、主にリスクの抑制に関する原則の一つとして、「開発者は、A I システムにより利用者及び第三者のプライバシーが侵害されないよう配慮する」とするプライバシーの原則や、「開発者は、A I システムの開発において、人間の尊厳と個人の自律を尊重する」とする倫理の原則が明記されている⁽³²⁾。そして、既存の法との関連について、倫理の原則についての解説において、「開発者は、国際人権法や国際人道法を踏まえ、A I システムが人間性の価値を不当に毀損することがないように留意することが望ましい (下線は著者による)」ということが指摘されている⁽³³⁾。これは、「A I」の開発及び利活用に関する日本政府文書において初めて国際法との関連が指摘されたものと見ることができよう。なお、同ガイドライン案は、2018 年 9 月、経済協力開発機構 (OECD) にて紹介されている。

更に、同会議は、「A I」の利用者が留意することが期待される事項たる「A I 利活用原則」及びその解説から構成される「A I 利活用ガイドライン」の策定に向けて検討を重ねた。検討の結果、2019 年 8 月 9 日、同会議は、『報告書 2019』を公表した⁽³⁴⁾。同報告書では、「A I」の利活用や社会実装を促進することを目的とし、A I ネットワーク化による国境を越えた便益及びリスクの波及などを踏まえ、「A I」に対する信頼を醸成するために留意することが期待される事項を整理した A I 利活用ガイドラインが作成された⁽³⁵⁾。とりわけ、人権や倫理との関連では、2017 年に作成された A I 開発ガイドライン案を一部踏襲し、「利用者及びデータ提供者は、A I システム又は A I サービスの利活用において、他者又は自己のプライバシーが侵害されないよう配慮する」とするプライバシーの原則及び「利用者は、A I システム又は A I サービスの利活用において、人間の尊厳と個人の自律を尊重する」とする倫理の原則が盛り込まれた⁽³⁶⁾。しかし、法的な観点との結びつきは A I 開発ガイドライン案から後退したと言わざるを得ない。前述の通り、2017 年

のガイドライン案では、倫理の原則と国際法との関連性が明記されていたにもかかわらず、AI活用ガイドライン及びAI活用原則の各論点に対する詳説では、国際法との関連性を示すような言葉は一切出てこないのである。

なお、同会議は、その後、「安心・安全で信頼性のあるAIの社会実装」に向けた取組を進め⁽³⁷⁾、現在に至る。

日本政府の取組は、総務省を主体とする取組だけに留まらない。例えば、内閣府に設置されている総合科学技術・イノベーション会議においても「AI原則」に関連する取組が行われている。

同会議は、2001年の中央省庁再編に伴い、重要政策に関する会議の一つとして内閣府に設置された総合科学技術会議に端を発する。総合科学技術会議は、内閣総理大臣のリーダーシップの下、科学技術・イノベーション政策の推進のための司令塔として、我が国全体の科学技術を俯瞰し、総合的かつ基本的な政策の企画立案及び総合調整を行うものである。なお、現在の会議名称は、内閣府設置法の一部を改正する法律の施行に伴う改称である⁽³⁸⁾。

さて、同会議は、2016年5月から翌（2017）年1月にかけて、「第5期科学技術基本計画で掲げたSociety 5.0の実現の鍵である人工知能の研究開発及び利活用を健全に進展させるべく、人工知能と人間社会の関わりについて検討を行う」ため、「人工知能と人間社会に関する懇談会」を計6回開催した⁽³⁹⁾。その成果は、2017年3月24日、報告書として取り纏められ、公表された⁽⁴⁰⁾。同報告書では、AI技術と人間社会について検討すべき論点の一つとして、法的論点が明記された。ここでは、より具体的な論点として、①AI技術による事故等の責任分配の明確化と保険の整備、AI技術を使うリスク、使わないリスクの考慮、②個人情報とプライバシーの保護も含めたビッグデータ利活用、③AI技術を活用した創作物等の権利の検討、及び、④法解釈、法改正、法に関連する基本的概念の再検討の可能性、が挙げられている⁽⁴¹⁾。しかし、同報告書においては、国際人権法や国際人道法の語は出てこない。

又、同じく、総合科学技術・イノベーション会議に設置された人間中心のAI社会原則検討会議では、AI技術並びに「AI」の中長期的な研究開発及び利活用等に当たって考慮すべき倫理等に関する基本原則について、産学民官のマルチステークホルダーによる幅広い視野からの調査・検討を行い、「AI」をより良い形で社会実装し共有するための基本原則となる人間中心のAI社会原則（Principles of Human-centric AI society）を策定し、同原則をG7及びOECD等の国際的な議論に供することとした⁽⁴²⁾。

同会議は、2018年5月から12月にかけて計8回の会議を開催し、その成果として、同年12月27日、「人間中心のAI社会原則（案）」を公表した⁽⁴³⁾。

この原則案の公表を受け、内閣に設置された統合イノベーション戦略推進会議⁽⁴⁴⁾は、翌（2019）年2月28日、第1回人間中心のAI社会原則会議を開催し⁽⁴⁵⁾、その後、翌（3）月29日、統合イノベーション戦略推進会議にて「人間中心

のAI社会原則」を決定した⁽⁴⁶⁾。同原則では、『AI-Readyな社会』を実現し、AIの適切で積極的な社会実装を推進するためには、各ステークホルダーが留意すべき基本原則を定めることが重要である⁽⁴⁷⁾旨指摘されている。そして、「AIが社会に受け入れられ適正に利用されるため、社会（特に、国などの立法・行政機関）が留意すべき『AI社会原則』と、AIの研究開発と社会実装に従事する開発・事業者側が留意すべき『AI開発利用原則』に体系化する⁽⁴⁸⁾」とされる。この内、「AI-Readyな社会」において国や自治体を始めとする我が国社会全体や多国間枠組で実現されるべき社会的枠組に関する原則と定義される「AI社会原則」の中に位置づけられる「人間中心の原則」にて、「AIの利用は、憲法及び国際的な規範の保障する基本的人権を侵すものであってはならない（下線は著者による）」旨明記されている⁽⁴⁹⁾。しかしながら、ここで指摘されている国際法上及び憲法上の基本的人権が何を指しているのかについては、何ら具体的には示されていないことに注意を要する。

3. 日本政府が関与する政府間会合文書における取扱い⁽⁵⁰⁾

2019年3月に統合イノベーション戦略推進会議にて「人間中心のAI社会原則」が決定された約2ヶ月後の6月8日から9日にかけて、茨城県つくば市にてG20（金融・世界経済に関する首脳会合）貿易・デジタル経済大臣会合が開催された。この内、6月8日に開催されたデジタル経済セッションでは、「人間中心のAI」といった今日のデジタル経済をめぐる諸課題について議論が行われた⁽⁵¹⁾。

そして、会合最終日である6月9日には、会合の成果として閣僚声明が採択された。「人間中心のAI」に関連しては、同閣僚声明にて言及されただけでなく⁽⁵²⁾、同閣僚声明附属書「G20 AI原則（G20 AI Principles）」にて国際法及び国内法との関連性が指摘された。とりわけ、人間中心の価値観及び公平性という観点から、「AIのアクターは、AIシステムのライフサイクルを通じ、法の支配、人権及び民主主義的な価値観を尊重すべきである。これらには、自由や尊厳、自主自律、プライバシーとデータの保護、無差別と平等、多様性、公平性、社会正義、国際的に認知された労働権が含まれる。（下線は著者による）」とされた⁽⁵³⁾。

4. 学術団体文書における取扱い

「AI」を開発・利活用する際に人権や倫理に対してどのような配慮をすべきかを検討しているのは、各国政府や政府間会合、国際機関だけではない。例えば、AI研究やAI技術と深い関わりのある各種学術団体においても、検討が行われている。

この点、我が国においても、一般社団法人人工知能学会⁽⁵⁴⁾倫理委員会にて倫理指針が作成・承認されている。同指針における法との関連性を示す事項は、以下の二点である。即ち、法規制の遵守について規定する第2項「人工知能学会会員は専門家として、研究開発に関わる法規制、知的財産、他

者との契約や合意を尊重しなければならない。人工知能学会会員は他者の情報や財産の侵害や損失といった危害を加えてはならず、直接的のみならず間接的にも他者に危害を加えるような意図をもって人工知能を利用しない。(下線は著者による)」及び他者のプライバシー尊重について規定する第3項「人工知能学会会員は、人工知能の利用および開発において、他者のプライバシーを尊重し、関連する法規に則って個人情報の適正な取扱いを行う義務を負う。(下線は著者による)」である⁽⁵⁵⁾。

なお、指針作成時点においては、学会として直ぐに何らかの実効性を持つことを意図しているわけではなく、倫理指針を出すことで大枠での合意を作り、社会や学会員同士が対話しながら倫理指針やAI技術についてより深い議論を進めるためのきっかけとしたいとしていることが明示されている⁽⁵⁶⁾。

5. おわりに

本稿では、我が国に関連する「AI」の開発・利活用についての「AI原則」において、人権や倫理との関わり、とりわけ、法との関連性についての現状を中心に整理を行なった。

その結果、近年、日本政府、日本政府が関与する政府間合意、及び、日本において設立された学術団体が発出した「AI原則」文書では、何らかの形で国際法又は国内法上の人権について言及されていることが多いが、必ずしも、人権の具体的な内容についてまで言及されているわけではないことが判明した。

又、AIネットワーク社会推進会議における2017年のAI開発ガイドライン案では国際人権法や国際人道法に配慮すべきことが明示されていたが、最終的に2019年に作成されたAI利活用ガイドラインではこれに関連する語が見当たらないなど、法的には一歩後退したと見受けられる現象も起きているように考えられる。更には、日本政府内においても統一した見解が発出されているわけではなく、総務省傘下の会議及び内閣傘下の会議の双方で「AI原則」文書が発出される等、行政府の縦割り影響も表れている。

なお、本稿で確認した日本政府の文書は法や政令ではないため、そもそも法的拘束力を持たない。同様に、G20のような政府間合意で発出された閣僚声明も国際法上の法的拘束力を持つ条約ではない。従って、これらの「AI原則」文書で明記された項目に法的実効性を持たせるためには、今後の課題の一つとして、「AI原則」文書を作成するだけでなく、同文書が国際法上及び国内法上の法的拘束力を持つようにする必要があるだろう⁽⁵⁷⁾。

又、本稿では、我が国と関連の深い文書に限定して検討・整理を行なったため、各国際機関が作成した文書や我が国以外の各国政府が作成した文書等については検討を行っていない。これら国外の動向についても検討・整理を行う必要があることを付言する。

脚 注

- (1) 本稿では原則として、いわゆる人工知能を示す語を、AIではなく「AI」と表記する。なぜならば、現在、様々な場面で話題となっている人工知能とは、まだ存在しないレベルのものであるからである。なお、文字認識、画像認識、機械学習、深層学習、自然言語処理といったAIを構築するために用いられる技術一般については、AI技術と表記する。
- (2) 長岡さくら、「国際法研究と人工知能(AI)技術——外交史料の利活用に向けて——」『九州法学会会報2019年』(2019年)、40-43頁、とりわけ、40頁。
- (3) 朝日新聞デジタル、「AIが6億も読んだ手、指した藤井聡太：超人的な手なぜ」(2020年7月17日)、<https://www.asahi.com/articles/ASN7K02YSN7JUCVL045.html>、参照(2021年6月30日閲覧)。日本放送協会(NHK)、「サイカルジャーナル：“超進化”を遂げた藤井聡太 天才棋士の実像」(2020年10月6日)、https://www.nhk.or.jp/d-navi/sci_cul/2020/10/story/story_201006/、参照(2021年6月30日閲覧)。
- (4) 例えば、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)(現：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)が発行した白書では、「ロボットについて完全に一般性をもった定義というのは実は存在しない」と指摘されている。独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、『NEDOロボット白書2014——社会を変えようとするとき、そこにロボット技術がある!——』(2014年)、1-1頁。なお、ロボットの定義については同書の他、以下が参考となる。宍戸常寿、「ロボット・AIと法をめぐる動き」弥永真生・宍戸常寿[編著]『ロボット・AIと法』(有斐閣、2018年)、1-31頁、とりわけ、5-6頁。
- (5) John McCarthy, “What is Artificial Intelligence?” (12 November 2007), <http://www-formal.stanford.edu/jmc/whatsai/whatsai.html> (2021年6月30日閲覧)。
- (6) 一般社団法人人工知能学会ウェブサイト、「人工知能のFAQ」、<https://www.ai-gakkai.or.jp/whatsai/Alfaq.html>、参照(2021年6月30日閲覧)。
- (7) 総務省、『平成28年版 情報通信白書 ICT白書——IoT・ビッグデータ・AI～ネットワークとデータが創造する新たな価値～』(2016年)、とりわけ、233-234頁。なお、「AI」の定義については同書の他、以下が参考となる。宍戸、前掲論文(4)、6-8頁。
- (8) 長岡、前掲論文(2)、40頁。
- (9) 平野晋、『ロボット法—AIとヒトの共生にむけて [増補版]』(弘文堂、2019年)、xvii+339頁。
- (10) 福田雅樹・林秀弥・成原慧[編著]『AIがつける社会——AIネットワーク時代の法・政策』(弘文堂、2017年)、ix+389頁。
- (11) 角田美穂子、工藤俊亮[編著]『ロボットと生きる社会——法はAIとどう付き合う?』(弘文堂、2018年)、xx+508頁。
- (12) 福岡真之介『AIの法律』(商事法務、2020年)、xii+488頁。
- (13) 弥永・宍戸[編著]、前掲書(4)、xii+316頁。
- (14) 宍戸常寿・大屋雄裕・小塚荘一郎・佐藤一郎[編著]、『AIと社会と法——パラダイムシフトは起きるか?』(有斐閣、2020年)、x+357頁。
- (15) 宇佐美誠[編]、『AIで変わる法と社会——近未来を深く考えるために』(岩波書店、2020年)、xiii+158頁。
- (16) 長岡、前掲論文(2)、40頁。
- (17) 「AI」に対する法人格の付与について取扱った論文の例として、以下が挙げられる。青木人志、『「権利主体性」を考える——AIが権利をもつ日は来るのか』『法学教室』第443号(2017年)、54-60頁、とりわけ、51-59頁。斉藤邦史、「人工知能に対する法人格の付与」『情報通信学会誌』第35巻3号(2017年)、19-27頁。新保史生、「ロボット法をめぐる法領域別課題の鳥瞰」『情報法制研究』第1巻1号(2017年)、64-77頁、とりわけ、69-70頁。村田健介、「AIと契約、不法行為、人格権」『法学教室』第479号(2020年)、38-42頁、とりわけ、41-42頁。
- (18) 「AI」の権利との関連で動物の権利や動物福祉を取扱った論文の例として、以下が挙げられる。青木、同上、とりわけ、59-60頁。大屋雄裕、「外なる他者・内なる他者——動物とAIの権利」『論究ジュリスト』第22号(2017年)、48-54頁。
- (19) 新保史生、「AI原則は機能するか?—非拘束の原則から普遍的原則

- への道筋』『情報通信政策研究』第3巻2号（2020年）、53-70頁、とりわけ、53頁。
- (20) ロボットや「AI」に関する法政策の国内動向及び国際動向については以下を参照のこと。新保史生、「ロボット・AIと法をめぐる国内の政策動向」『人工知能』第32巻5号（2017年）、665-671頁。工藤郁子、「ロボット・AIと法政策の国際動向」弥永・宍戸〔編著〕、前掲書（4）、33-58頁。なお、第196回国会（常会）にて参議院に提出された、IoTやビッグデータ解析、人工知能、ロボット等の活用拡大による我が国電機産業の発展に関する質問主意書に関する質問主意書（質問第一七四号、2018年7月11日提出、同月18日転送）及び答弁書（同月24日答弁書受領）が参考となる。<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/196/meisai/m196174.htm>、参照（2021年6月30日閲覧）。
- (21) 総務省及び内閣府の動きやこれらにおいて作成された文書の概観は、以下を参照のこと。平野、前掲書（9）、281-299頁。
- (22) 総務省情報通信政策研究所、「ICTインテリジェント化影響評価検討会議の開催」（報道資料）（2016年1月27日）、https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000039.html、参照（2021年6月30日閲覧）。
- (23) 同上。
- (24) ICTインテリジェント化影響評価検討会議（AIネットワーク化検討会議）、「第1回議事概要」（2016年2月2日）、https://www.soumu.go.jp/main_content/000415482.pdf、参照（2021年6月30日閲覧）。
- (25) 総務省情報通信政策研究所、「AIネットワーク化検討会議 報告書2016の公表」（報道資料）（2016年6月20日）、https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000050.html、参照（2021年6月30日閲覧）。
- (26) AIネットワーク化検討会議、『報告書2016 AIネットワーク化の影響とリスクー智連社会（WINS）の実現に向けた課題ー』（2016年）、42頁。
- (27) 同上、46頁。ここでは、プライバシーの原則を「AIネットワークシステムが利用者及び第三者のプライバシーを侵害しないように配慮すること」と説明している。
- (28) 同上、46-47頁。ここでは、倫理の原則を「AIネットワークシステムの研究開発において、人間の尊厳と個人の自律を尊重すること」と説明している。
- (29) 総務省情報通信政策研究所、『「AIネットワーク社会推進会議」の開催」（報道資料）（2016年10月28日）、https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000052.html、参照（2021年6月30日閲覧）。
- (30) 総務省情報通信政策研究所、「AIネットワーク社会推進会議 報告書2017の公表」（報道資料）（2017年7月28日）、https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000067.html、参照（2021年6月30日閲覧）。
- (31) AIネットワーク社会推進会議、『報告書2017-AIネットワーク化に関する国際的な議論の推進に向けてー』（2017年）、23-31頁。
- (32) 同上、29頁。
- (33) 同上、別紙1「国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案」、11頁。
- (34) 総務省情報通信政策研究所、「AIネットワーク社会推進会議 報告2019の公表」（報道資料）（2019年8月9日）、https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000081.html、参照（2021年6月30日閲覧）。
- (35) AIネットワーク社会推進会議、『報告書2019』（2019年）、iii+58頁及び別紙、とりわけ、21-45頁。
- (36) 同上、35頁。
- (37) 総務省情報通信政策研究所、「AIネットワーク社会推進会議 報告2020の公表」（報道資料）（2020年7月21日）、https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000091.html、参照（2021年6月30日閲覧）。
- (38) 内閣府ウェブサイト、「総合科学技術・イノベーション会議の概要」、<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/index.html>、参照（2021年6月30日閲覧）。
- (39) 内閣府ウェブサイト、「人工知能と人間社会に関する懇談会」、<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/ai/index.html>、参照（2021年6月30日閲覧）。
- (40) 内閣府ウェブサイト、「人工知能と人間社会に関する懇談会 報告書」、<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/ai/summary/index.html>、参照（2021年6月30日閲覧）。
- (41) 人工知能と人間社会に関する懇談会、『「人工知能と人間社会に関する懇談会」報告書』（2017年）、14-15頁。
- (42) 内閣府ウェブサイト、「人間中心のAI社会原則検討会議」、<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/humanai/index.html>、参照（2021年6月30日閲覧）。
- (43) 人間中心のAI社会原則検討会議、『人間中心のAI社会原則（案）』（2018年）、10頁。
- (44) 統合イノベーション戦略推進会議は、「統合イノベーション戦略」（2018年6月15日閣議決定）に基づき、イノベーションに関連が深い司令塔会議である総合科学技術・イノベーション会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、知的財産戦略本部、健康・医療戦略推進本部、宇宙開発戦略本部及び総合海洋政策本部並びに地理空間情報活用推進会議について、横断的かつ実質的な調整を図るとともに、同戦略を推進するため、内閣に設置された会議である。なお、同会議の構成員は、内閣官房長官（議長）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）（議長代理）、情報通信技術（IT）政策担当大臣、健康・医療戦略を担当する国務大臣、内閣府特命担当大臣（知的財産戦略）、内閣府特命担当大臣（宇宙政策）、内閣府特命担当大臣（海洋政策）（以上、副議長）、及び、他の全ての国務大臣である。内閣官房ウェブサイト、「統合イノベーション戦略推進会議」、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tougou-innovation/>、参照（2021年6月30日閲覧）。
- (45) 内閣官房ウェブサイト、「人間中心のAI社会原則会議事録」、<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinkouchinou/dai1/gijiroku.pdf>、参照（2021年6月30日閲覧）。
- (46) 統合イノベーション戦略推進会議、『人間中心のAI社会原則』（2019年）、14頁。
- (47) 同上、8頁。
- (48) 同上。
- (49) 同上。
- (50) 平野、前掲書（9）、299-308頁。
- (51) 外務省ウェブサイト、「河野外務大臣のG20貿易・デジタル経済大臣会合（茨城県つくば市）への出席（結果）」（2019年6月9日）、https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page4_005041.html、参照（2021年6月30日閲覧）。
- (52) “G20 Ministerial Statement on Trade and Digital Economy”（2019）, paras. 17-20. なお、同声明原文及び和文仮訳は、以下よりアクセス可能である。外務省ウェブサイト、「河野外務大臣のG20貿易・デジタル経済大臣会合（茨城県つくば市）への出席（結果）」（2019年6月9日）、https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page4_005041.html、参照（2021年6月30日閲覧）。
- (53) “G20 Ministerial Statement on Trade and Digital Economy, Annex: G20 AI Principles”（2019）, para. 1.2.. なお、同声明原文及び和文仮訳は、以下よりアクセス可能である。外務省ウェブサイト、「河野外務大臣のG20貿易・デジタル経済大臣会合（茨城県つくば市）への出席（結果）」（2019年6月9日）、https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page4_005041.html、参照（2021年6月30日閲覧）。
- (54) 一般社団法人人工知能学会の活動については以下を参照のこと。<https://www.ai-gakkai.or.jp>、参照（2021年6月30日閲覧）。
- (55) 一般社団法人人工知能学会倫理委員会、「人工知能学会 倫理指針」、<http://ai-elsi.org/wp-content/uploads/2017/02/人工知能学会倫理指針.pdf>、参照（2021年6月30日閲覧）。
- (56) 一般社団法人人工知能学会倫理委員会ウェブサイト、『「人工知能学会 倫理指針」について』（2017年2月28日）、<http://ai-elsi.org/archives/471>、参照（2021年6月30日閲覧）。
- (57) この点、「早急な法規制よりもむしろ、緩やかな規範が望まれている」との主張も存在する。平野晋、「ロボット法と倫理」『人工知能』第34巻2号（2019年）、188-195頁、とりわけ、190頁。なお、国際法上のソフト・ローの意義や問題点については多くの論文が存在するため、それらを参照されたい。

[謝辞] 本研究は JSPS 科研費 17K18549 の助成を受けたものです。

(2021年6月30日入稿)